

「困ったなあ」

「答えます」

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささきともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

相続を放棄すると言った兄が、遺産を要求してきました。

亡母の遺産相続のご相談です。母は3カ月前、90歳で天寿を全うしました。私は62歳。東京で病院事務をしていましたが、母が10年ほど前、体が弱って家事も大変、とはいえ施設に入らにはお金もないし家にいたいからと、私に帰ってきてほしいと言いつけました。以来私はパートをし、生活は母の年金でまかなっていました。三つ年上の兄とは仲が良かったのですが、兄が35歳頃に結婚してからは疎遠で、甥二人とも付き合いはありません。母も兄嫁と合わないようでした。戻る前に兄と久しぶりに会った際、兄は高齢の母親が気にかかるの

で、私が勤めを辞めてまで戻ること感謝してくれました。遺産についても家と少しの預金だろうが、自分は家は要らないし、預金は親の面倒を見てくれる礼といつては何だが、自分は何も要らないから全て私にと言ってくれました。

ところが四十九日が過ぎ、私は当然あの約束通りに兄は遺産を放棄するのだろうと思ってい

家はお前がこのまま住めばよいが、預金が800万円もある、その半額でいいからほしいと言ってきたのです。本来ならば家が私のものになる分、預金はすべて自分もらってもよいのだが、とも言うので、開いた口がふさがりませんでした。書面は取っていないけれど、兄の言う通りになるのでしょうか。納得がいきません。

腹が立つと思いますが、丸く収めるのが最善です。

それは当然、納得がいかないと思います。

遺産分割調停をやっている「兄は（嫁共々親の面倒を見ないが）遺産は放棄する」とずっと言っていたのだ、といった主張が妹から出たりします。親としても嫁よりは実の娘の方が気兼ねがなく、自然に娘の方を当てにするでしょう。放棄の一筆は取っていないけれど、録音はしているのでこれが証拠にならないか、とか。

結論から言うと、あらかじめの相続放棄は認められないのです。もし認められるのなら、力関係で放棄させられることもあるでしょうから。あらかじめ認められるのは「遺留分の放棄」で、家裁の許可が必要です（民法1049条）。それがあれば、全財産を娘に譲るとの遺言を書いてくれれば兄には何も遺らないのですが、現実問題としてそんな許可を取るケースは珍しいです。

お兄さまが10年前に言われた言葉は本心だったと思いますよ。田舎の家は実際売れず空き家の



まま残るのだから、妹さんが住んでくれるのならオンの字だし、預金だってそんなにあるとは思っていなかったのでしょうか。実際施設に入っていればきつと残額はさほどなく、それはご相談者の功績故でしょうから。

ですが悲しいことに、人間は変わります。殊にお金を目前にすると変わってしまうものなのです。65歳で定年でしょう、子供だつてこれから結婚だ何のつてお金はかかる。少しでもほしいものだし、お嫁さんから言われたのかもしれないです。

ものは考えようです。お母さまの年金で暮らしてパート代

は自分のものになったのだから、お兄さまの要求通り、預金を各半分、不動産はご自分が単独取得するとの遺産分割協議書を作成するのもよいと思います。もちろんどうしても納得できないれば遺産分割調停を起すという手もありますが、遺言もないし、10年前の言った言わないは裁判の証拠にならず、もしかしたら預金の半分以上がお兄さまの取り分になるかもしれません。お兄さまと甥御さんが残る近親者なので、腹は立つと思いますが、丸く収めるのが最善かなと思います。